

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和47年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月21日から同年6月1日まで
私は、昭和47年4月にD社（現在は、C社）からA社B工場に出向したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていなかった。
申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C社から提出された人事通知及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は申立期間においてA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日付けでD社からA社B工場に出向したとする同僚及びA社B工場で社会保険関係の事務に従事していたとする同僚は、「申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、C社から提出された申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、資格取得日が昭和47年4月21日から同年6月1日に訂正されていることから、本来は同年4月21日付けで資格取得の手続を行う予定であったことがうかがわれ、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日より前に申立人の資格取得の手続を行うことができなかつたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和47年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和47年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるものの、同僚の供述等から、当時の厚生年金保険による適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったため、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和47年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から57年3月まで

私の国民年金の加入手続や当時の保険料納付は、全て父親が行っていたため詳細は分からないが、昭和57年4月に初めて厚生年金に加入した時には、既にオレンジ色の年金手帳を持っており、会社に提出した記憶がある。その手帳には紙がたくさん挟まって厚くなっており、申立期間に加入していた国民年金のものだと思う。

父親は自営業で支払い等はきちんとしており、両親の分の国民年金保険料は納付されているのに私の保険料が納付されていないのはおかしいと思い申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付には関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父親からは話を聞くことはできないため詳細は不明であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付された被保険者の資格記録や納付記録の状況等から見て、昭和59年11月中旬と推認でき、当該加入手続時点において、申立期間は全て時効により既に国民年金保険料を納付できない期間であり、加入手続時点で納付可能であった57年11月から58年3月までと58年11月から59年3月までの保険料は、昭和59年11月27日に過年度納付されていることがA市の被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。